

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.12.27



三菱UFJ国際 ターゲットリターン・ファンド(2%コース)

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ国際 ターゲットリターン・ファンド(2%コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月26日に関東財務局長に提出しており、2023年6月27日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産額:28兆9,972億円
合計純資産額:(2023年9月29日現在)*

*委託会社は2023年10月1日付で統合を行っております。
運用投資信託財産の合計純資産額は三菱UFJ国際投信
株式会社とエム・ユー投資顧問株式会社の総額を合算
したもので。

ホームページアドレス
<https://www.am.mufg.jp/>
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。



- あこがれのマイホームを30代までに建てたい –
- 子どもを大学まで進学させたい –
- 悠々自適に老後を楽しみたい –

お客さま1人ひとり、今後の人生計画において
実現したい夢や目標をお持ちだと思います。

当ファンドは、
お客さまがめざす目標からお選びいただけるよう、
中長期的な目標リターン(年率2%)の達成をめざして
運用を行う商品としてご用意しました。

お客さまの将来の豊かな生活につながるよう
当ファンドが寄り添い、ともに歩んでいければ幸いです。

2020年3月

三菱UFJアセットマネジメント



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券および通貨等の幅広い資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子・配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色



ファンドの運用にあたっては、中長期的な目標リターン(年率2%(信託報酬等控除後))の達成をめざして運用を行います。

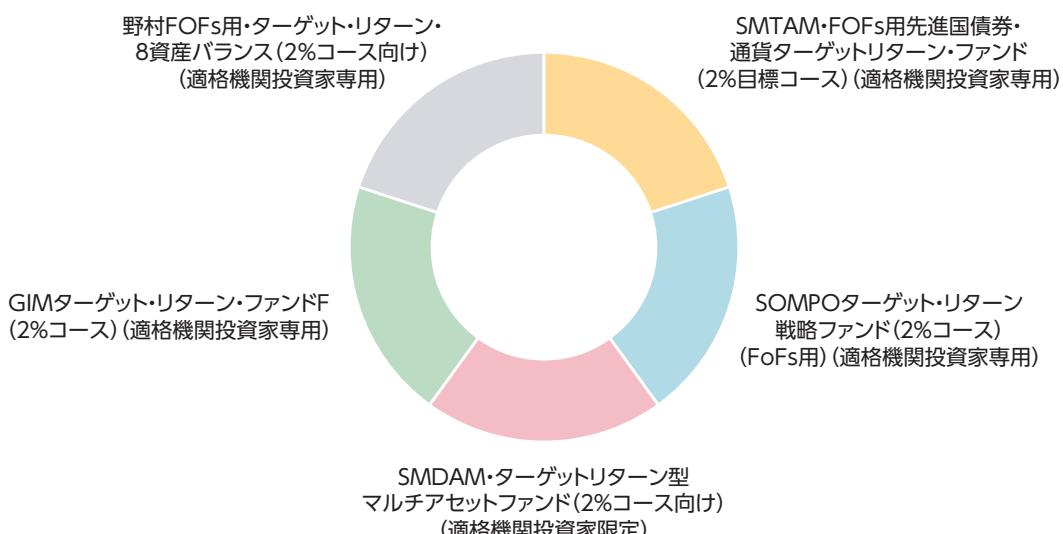
- 当目標を達成するために、年率3%*(信託報酬等控除前)程度のリターンをめざす投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)へ均等投資します。
- 指定投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- 投資対象とする指定投資信託証券において、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジが行われている場合があります。

*指定投資信託証券では信託報酬やその他の費用がかかり、当ファンドにおいても費用がかかります。そのため、指定投資信託証券ではこれらの経費を控除する前の目標リターンとして3%程度を設定し、当ファンドの目標リターンはこれらの経費を控除した後の2%に設定しています。

!
目標リターン(年率2%(信託報酬等控除後))はポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。このため、ファンドの実際のリターンが目標リターンを上回る場合や下回る場合があり、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

!
投資はリスクを伴うものであり、投資元本を割り込むことがあります。また、一般的に期待リターンの高い投資対象はリスクも高く、期待リターンの低い投資対象はリスクも低い傾向があります。

■指定投資信託証券(2023年9月末現在)



!
指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券(当ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。)を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

特色
2

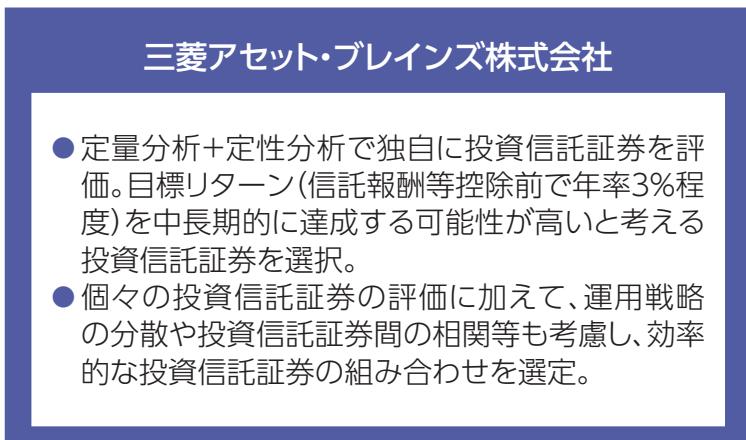
指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券および通貨等の幅広い資産(不動産投資信託証券(以下「リート」といいます。)を含みます。)に投資を行います。

特色
3

三菱アセット・ブレインズ株式会社から指定投資信託証券の選定に関する助言を受け、運用を行います。

- 指定投資信託証券は、三菱アセット・ブレインズ株式会社の助言に基づき決定します。

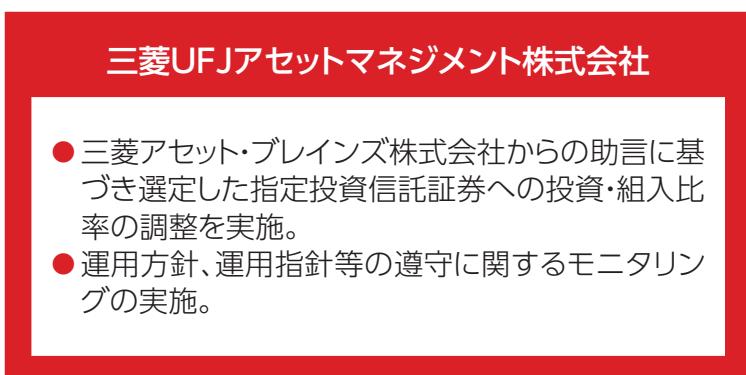
■運用プロセスのイメージ



三菱アセット・ブレインズ株式会社

- 1998年12月に設立された、投資信託の調査・評価等を行う専門会社。
- 2,000本超の投資信託証券の定性評価に基づき、充実した体制のもと、運用会社などを対象に運用方針の策定から商品の選定支援、運用状況のモニタリングまで一貫して提供。

助言



!
投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

!
上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)

特色4

年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

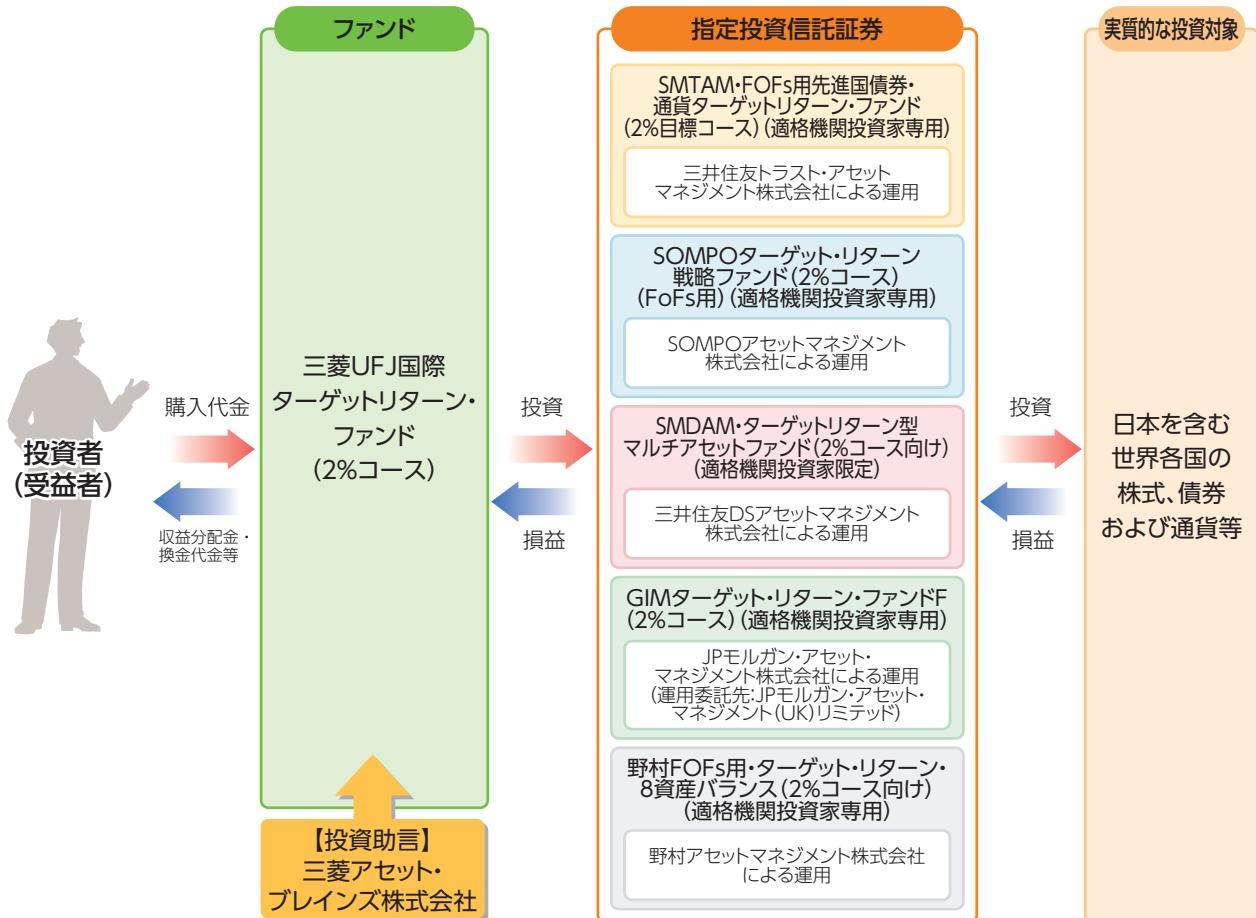
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



! 指定投資信託証券は、三菱アセット・ブレインズ株式会社の助言に基づき決定します。

! 上記の指定投資信託証券は、今後変更になる場合があります。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■指定投資信託証券の概要(2023年9月末現在)

SMTAM・FOFs用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド(2%目標コース)(適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
投資態度	<p>①GBCAマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本の円建短期公社債等に投資するとともに、先進国の債券先物取引及び世界主要通貨の為替予約取引を行うことで、絶対収益*の獲得を目指します。(長期的な目標リターン(経費控除前で年率3%程度)の獲得を目指します。)</p> <p>②債券先物取引及び為替予約取引等は、原則として定量的手法に基づいた複数の運用戦略を組み合わせることで行います。</p> <p>③資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>*特定の市場の動向に左右されにくい収益の獲得を目指すことをいいます。必ず収益を得られることを意味するものではありません。</p>
主な投資対象	GBCAマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.297%(税抜 年0.27%)
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年3月25日
決算日	原則として毎年2月20日

SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド(2%コース)(FoFs用)(適格機関投資家専用)

形態	証券投資信託
投資運用会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
投資態度	<p>①主としてマザーファンドの受益証券、日本および先進国の債券、株式等、または日本および先進国の債券、株式等に投資する上場投資信託証券等への投資を通じて、実質的に日本および先進国の債券、株式等に分散投資します。</p> <p>②外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。なお、先進国株式部分の米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。</p> <p>③各資産への配分比率は、中期的な運用収益目標(年率3%程度(運用管理費用(信託報酬)等控除前)・円ベース)を目指し、当社開発のモデルに基づく一貫した投資判断(定量判断)により決定のうえ、機動的にリバランスします。</p> <p>④基準価額の下落リスクを抑制するため、純資産総額に対して日本株式および先進国株式部分の割合を0%まで引き下げ、短期金融資産を50%まで保有する場合があります。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資対象	「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」の受益証券ならびに、日本および先進国の債券、株式等、または日本および先進国の債券、株式等に投資する上場投資信託証券を主要投資対象とします。なお、短期金融資産に直接投資する場合があります。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.297%(税抜 年0.27%)

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 監査費用・売買委託手数料・外国における資産の保管等に要する費用・信託財産に関する租税等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年3月23日
決算日	原則として毎年1月20日

SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド(2%コース向け) (適格機関投資家限定)	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資態度	①マルチアセット・キャリーマザーファンド(安定型)の受益証券への投資を通じて、先進国の国債を主要投資対象とともに、市場環境等に応じて先進国の株式への投資に加え、先進国通貨の為替取引も利用し、中長期的な目標リターン(年率3%程度、信託報酬控除前)の獲得を目指して運用を行います。 ②株式への投資は、上場投資信託証券(ETF)、あるいは株価指数先物取引等を通じて行います。 ③為替取引は、先進国通貨を対象とし、対円でのヘッジ目的以外にも活用します。 ④ポートフォリオのリスクに一定の上限を設けて運用を行います。 ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	マルチアセット・キャリーマザーファンド(安定型)の受益証券を主要投資対象とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.297%(税抜 年0.27%)
その他の費用・手数料	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年2月26日
決算日	原則として毎年1月10日

GIMターゲット・リターン・ファンドF(2%コース) (適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(運用委託先:JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド)
投資態度	①日本を含む世界各国に分散して投資し、主要投資対象である日本を含む世界各国の債券、株式および上場投資信託証券(ETF)を中心に分散して機動的な資産配分を行うことにより、長期的な目標リターン(経費控除前で年率3%程度)を目指しながら信託財産の長期的な成長をはかることを目的とした運用を行います。(ただし、目標リターンの達成を保証するものではありません。)資産配分を行う際には、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引も活用します。(「長期」とは、概ね10年から15年の期間をいい、また「経費」とは信託報酬、諸経費、および委託者事務費用をいいます。) ②外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)については、為替ヘッジを行う場合があります。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資対象	日本を含む世界各国の債券、株式および上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とします。(「上場投資信託証券(ETF)」とは、信託約款に規定する投資信託証券のうち、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されているものをいいます。)
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し、年0.297%(税抜 年0.27%)の率を乗じた金額から、関係会社ETF費用を控除した額とします。ただし、控除額の上限は、委託者に配分される信託報酬のうち、委託者から委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に支払われる額を除いた額とします。
その他の費用・手数料	ファンド監査費用として、信託財産の純資産総額に年0.022%(税抜 年0.02%)の率を乗じて得た額(ただし、年間330万円(税抜 年間300万円)を上限とします。)を当ファンドより支弁します。財務諸表その他この信託の内容にかかる開示または報告を行う資料の印刷等にかかる費用、振替受益権の管理に関する費用、この信託にかかる計理事務にかかる費用等は、ファンドの純資産総額に委託者が合理的な基準により決定する一定の率(上限年率0.088%(税抜 上限年率0.08%))を乗じた額をその費用の合計額とみなして、毎日信託財産に費用計上します。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年3月24日
決算日	原則として毎年1月15日

野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 原則として毎月リバランスを行ない、各マザーファンド受益証券の対象指数の月次收益率に、ファンドの各マザーファンド受益証券への基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 各マザーファンド受益証券への基本投資割合は長期的な経済環境や市場環境に関する分析に基づき、リスク水準等も勘案して、長期的に收益率が年3%程度(信託報酬等控除前)となることを目標として決定し、見直す場合があります。
主な投資対象	親投資信託である国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券(現地通貨建て)マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REITインデックス マザーファンドの受益証券、海外REITインデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.231%(税抜 年0.21%)
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 外貨建資産の保管等に要する費用 有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ファンドに関する租税 等
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年3月25日
決算日	原則として毎年1月15日



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。

・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

・債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

・リートの価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリートの配当(分配金)利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落することがあります。組入リートの価格下落は、基準価額の下落要因となります。

【先物に関するリスク】

先物は投資対象資産の変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や原資産に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、外貨建資産や通貨に投資を行います。投資信託証券によって為替戦略が異なり、一部または全部について為替ヘッジを行わない場合や機動的な為替ヘッジを行う場合があるため、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、代替ヘッジ(為替ヘッジが困難な一部の通貨に対する他の通貨によるヘッジ)や部分ヘッジなどにより、為替変動リスクを完全に排除できない場合があります。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。また、為替予約取引等を活用する通貨運用を行う場合には、為替変動の影響を受けます。買い建てた為替予約取引等のポジション(ロングポジション)の価格が下落した場合、または売り建てた為替予約取引等のポジション(ショートポジション)の価格が上昇した場合には損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

信用リスク

有価証券等の発行企業や発行者の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。



投資リスク

ファンドは、新興国や格付けの低いハイイールド債券などに投資する場合があり、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年3月～2023年9月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年3月末～2023年9月末です。(円)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年10月末～2023年9月末)
ファンドの年間騰落率は、2021年3月～2023年9月です。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

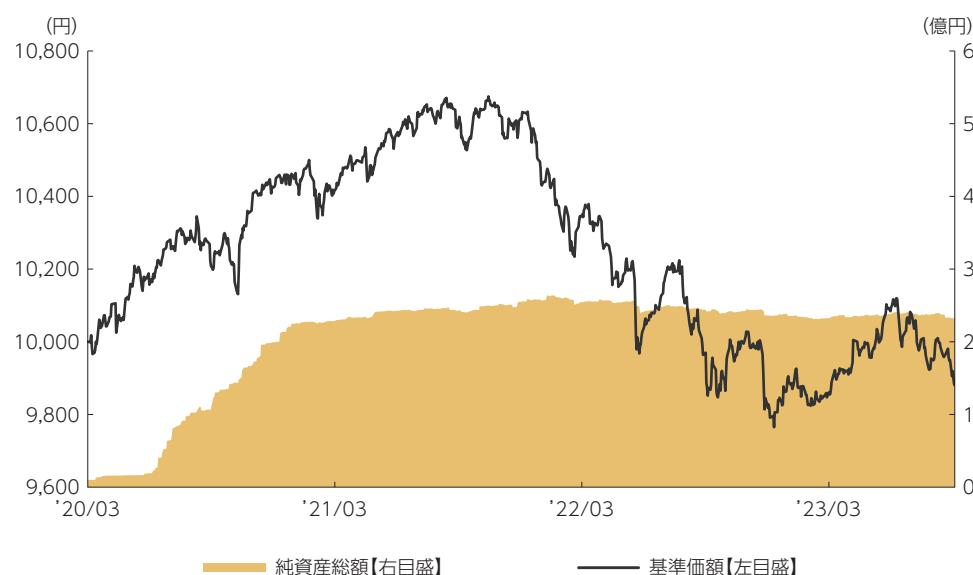
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2023年9月29日現在

■基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,880円
純資産総額	2.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年 3月	0円
2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
設定来累計	0円

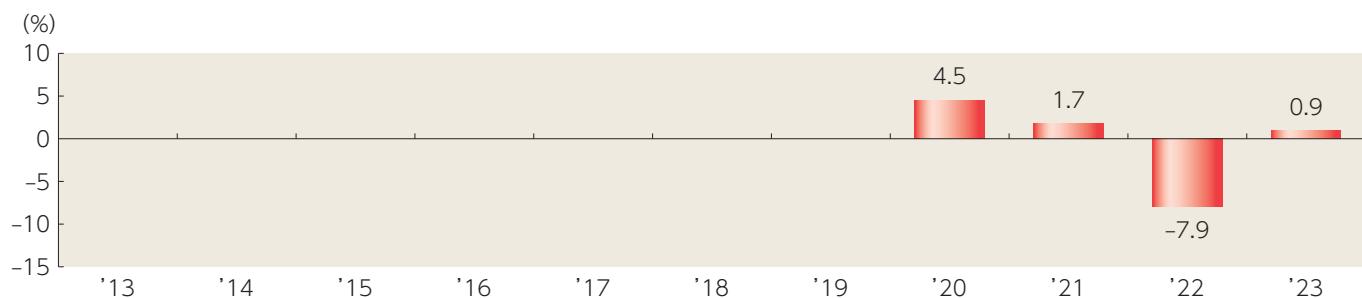
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 SMTAM・FOFs用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド(2%目標コース)(適格機関投資家専用)	20.0%
2 野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	19.8%
3 SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド(2%コース)(FoFs用)(適格機関投資家専用)	19.8%
4 SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド(2%コース向け)(適格機関投資家限定)	19.7%
5 GIMターゲット・リターン・ファンドF(2%コース)(適格機関投資家専用)	19.7%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2020年は設定日から年末までの、2023年は年初から9月29日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。



手続・手数料等

■お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、 フランクフルト証券取引所の休業日およびその前営業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2023年6月27日から2024年6月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の購入および換金の制限等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
	信託期間	無期限(2020年3月27日設定)
	線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。なお、当該制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。 2024年1月1日より開始される新しいNISA制度において、公募株式投資信託は一定の要件を満たした場合に、当該制度の適用対象となります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限1.65%(税抜 1.50%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率0.693%(税抜 年率0.630%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>0.300%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.300%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.030%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr> </tbody> </table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.300%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.300%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.300%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.300%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。												
投資対象とする 投資信託証券		投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.2838%程度^(*) (税抜 年率0.2580%程度) (運用および管理等にかかる費用) ^(*) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年率0.297%(税抜 年率0.270%)です。										
		実質的な負担										
その他の費用・ 手数料		ファンドの純資産総額に対して 年率0.9768%程度 (税抜 年率0.8880%程度) ※投資対象とする投資信託証券における料率を含めた実質的な信託報酬率(概算値)を算出したものです(2023年9月末現在)。各投資信託証券の変更等の可能性があることから、実質的な料率は変わることあります。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。 ※上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。										
		以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。										

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2023年9月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。

※「2024年1月1日より開始される新しいNISA(少額投資非課税制度)」について

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>